

平成29年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年3月27日(月) 午前9時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

欠席農業委員(1人) 5番 西久保 清 助

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区1 内 田 金 治 市来地区 樋ノ口 正 信

欠席農地利用最適化推進委員(1人)

串木野地区2 原 口 壽 藏

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、徳永正博主幹、内門雅代主査

議事録署名委員 (1番 平田 隆一委員・2番 川畑 千秋委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について

日程第2 報告議案第6号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第3 報告議案第7号 競公売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第5 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第6 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第7 議案第16号 農用地利用集積計画(案)(3件)について(継続3件)

日程第8 議案第17号 農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定について

日程第9 議案第18号 いちき串木野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の制定について

会議の概要

局長 ただ今から第3回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 あいさつ。

局長 本日の総会は、農業委員11名、推進委員2名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 それでは議事録署名委員は、1番委員、2番委員にお願いいたします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 1ページをお願いいたします。日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は2件で○筆○○㎡です。よろしくお願ひいたします。

議長 委員の方、ご質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第2報告議案第6号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。

事務局 資料の2ページをお願いいたします。日程第2報告議案第6号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。今までの非農地判断に対して問い合わせ等があり、非農地判断を取り消す事案が出て参りましたのでご報告いたします。欄外にありますように、取り消しの内容としましては、以前から耕作しているが1人で1筆169㎡であります。これまでの状況についてはご覧のとおりです。報告を終わります。

議長 　　ただ今、説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第3報告議案第7号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　3～6ページをお願いします。日程第3報告議案第7号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご報告申し上げます。この2件は先月の総会により買受適格証明が承認され、3月14日で売却の決定があり、それぞれ申請人が落札され、同日付で3条転用許可申請が提出されたものです。なお先月の総会で許可の決定を受けていたので、許可指令書を交付しております。以上です。

議長 　　ただ今、説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第4議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　7ページをお願いします。日程第4議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は5件で農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1借人、耕作面積0㎡が、貸人が所有する畑○㎡外○筆計○㎡を借り受けたいという申請です。なお、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合は、下限面積に達しなくてもその取得を認めうることでされております。調査は【正】を3番委員、【副】を6番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 　　調査員の報告をお願いします。

3番委員 　　3番です。3月22日水曜日、申請人の方と行政書士の方と6番委員と調査を行いました。申請箇所は、7・8ページをご覧ください。申請人は、20年前にハウスを作られて今日に至っております。最初は父親名義でしたけれども、息子が一緒に仕事をするということで息子名義になり、今回、息子が県外におりますので、父親名義で許可申請をしたということ

でした。私たちの見たところでは、何ら問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議方をよろしく申し上げます。

議長 No.2 とNo.3 は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 9 ページをお願いします。No.2 とNo.3 は関連がありますので、同時にご説明申し上げます。No.2 借人、耕作面積〇〇㎡が、貸人が所有する田〇㎡外〇筆計〇〇㎡を借り受けたいという申請です。11 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。No.3 借人、耕作面積〇〇㎡が、貸人が所有する田〇㎡を借り受けたいという申請です。調査は【正】を7番委員、【副】を4番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

7番委員 7番です。3月22日水曜日、午後1時半より、申請人立ち会いのもと、4番委員と調査を行いました。申請地は資料の9～12ページですが、借人が同じ方なので一緒に報告します。3筆の申請ですが、貸人が労力不足で耕作できないためということで、許可が出たら耕作しますとのことでした。なお、労働力、農機具保有状況、申請地取得後の営農計画などお聞きしましたが、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 No.4 について事務局の説明を求めます。

事務局 13 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。No.4 譲受人、耕作面積〇㎡が、譲渡人が所有する牧場〇〇㎡外〇筆計〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。譲受人は法人のため、定款と履歴事項全部証明書を添付してあります。調査は【正】を6番委員、【副】を3番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

6番委員 6番です。3月22日水曜日、午後2時過ぎより、行政書士〇〇さん、3番委員、3名で調査を実施しました。申請地は13・14ページをご覧ください。先ほど事務局より説明がありましたが、斜線部分が申請地であります。土地は〇筆で、面積は〇〇㎡であります。現在まで渡人が使用していましたが、会社経営を別途にし、新たに受人と経営を譲渡するものであります。現在まで、渡人が牛の経営を一貫経営で実施してきましたが、今回、肥育と生産牛の経営体を別にすることの申請であります。

経営体を分けることで、渡人の経営は肥育牛経営を〇〇頭から〇〇頭規模へ、また受人の経営は生産牛で〇頭規模の計画であり、子牛の放牧及び〇頭の種付牛の自然交配で子牛の増頭を実施していくとのこと。調査した結果、何ら問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 No.5 について事務局の説明を求めます。

事務局 15 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。No.5 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 9 番委員、【副】を 11 番委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

9 番委員 9 番です。3 月 23 日、午前 8 時 30 分、申請人の代理人で行政書士の〇〇さん立ち会いのもと 11 番代理と 2 人で調査を現地で行って来ました。場所は資料の 16 ページです。申請人は田畑を合わせて約〇a 耕作されており、農機具も一式そろっていて、とてもきれいな耕作をされる方で、今回の申請地もきれいにロータリー耕耘され、春野菜の植え付け準備もできていました。かんしょと家庭用の野菜を栽培予定、夫婦で住んでおられ、作業は常時本人が従事するそうです。申請地までの距離は自宅より〇m もなく、何も問題はないと見て参りました。

議長 No.1～No.5 まで、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴について申請どおり決定します。日程第 5 議案第 14 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 17 ページをお願いします。日程第 5 議案第 14 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆合計〇〇㎡に太陽光発電施設を設置したいとの申請です。この申請地は、第 2 種農地の中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますが、3,000 ㎡を超える転用であることから、常設審議委員会への意見聴取案件となります。調査は【正】を 11 番委員、【副】を 5 番委員にお

願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

11 番委員 11 番です。3 月 25 日午後 1 時 45 分から、〇〇行政書士立ち会ひのもと、5 番委員と調査をして参りました。申請地は、17・18 ページをご覧ください。事務局より説明がありましたように、転用目的は、今後の自然エネルギーとして活用し、太陽光発電施設を設置したいということです。写真をご覧ください。昨年 3 条許可が出ました申請地の隣接地は、きれいに整地してありましたが、竹などが生え、農地として使うのは困難であったため、一緒に太陽光発電施設を設置したいということでした。備考欄にありますように、各種書類が添付されており、許可が出たら 5 月から工事を始めて 8 月に完成をしたいということです。パネルは〇〇枚、現地を見て来ましたが、周囲は全部申請人の土地であり、問題はないと見て参りました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 19 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡を駐車場として利用したいとの申請です。この申請地は、農地の広がりがある第 1 種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、常設審議委員会への意見聴取案件となります。調査は【正】を 11 番委員、【副】を 9 番委員にお願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

11 番委員 11 番です。3 月 23 日午前 9 時から、〇〇行政書士の立ち会ひのもと、9 番委員と調査をして参りました。土地の所在地は 19・20 ページをご覧ください。写真の道路を挟んで、はす向かいの方に、申請者の自宅があります。家族 6 人住まいで、うち 4 人が車を所有され、車を狭い庭に止めなければならないということで、申請地を駐車場として利用したいという申請です。写真をご覧ください。ちょうどここに段差があります。10ha 以上の広がりということですが、周囲は雑種地になっており、周囲に被害は見受けられないと見て参りました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 No.1～No.2 まで、事務局の説明、調査員の報告がありました。委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第6議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 21ページをお願いします。日程第6議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡（実測〇㎡）を譲り受け、自宅を建築したいとの申請です。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第3種農地で第1種低層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査員を【正】を10番委員、【副】2番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

10番委員 10番です。3月23日午後2時40分から、2番委員と〇〇事務所の〇〇さん立ち会いのもと調査をして参りました。場所は21・22ページをご覧ください。転用目的は申請地を買い受け、自宅を建築したいということです。事務局より説明があったとおり、〇〇土地区画整理事業用地内であり、申請地は宅地用に造成され、農地としては利用困難な土地でした。許可が下り次第5月ごろ着工したいとのこと。資金は融資証明書が添付され、問題はなし、周囲に農地はなく被害を及ぼす恐れはないと見て参りました。用水は上水道、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、水路が設置してある東側の道路へ流す、土地は現状のまま利用して、土地の周りに塀ブロックを2・3段積む、被害防除誓約書も添付され、問題ないと見て参りました。東は道路、西は宅地、南は雑種地、北は宅地で、私たちが調査した限りでは、何ら問題はないと見て参りました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 No.2についてをお願いします。

事務局 23ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆合計〇㎡を譲り受け、経営する会社の車置場としたいとの申請です。なお、隣接地と一体利用することです。この申請地は、第2種農地の中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたします。調査員を【正】を1番委員、【副】4番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

1 番委員 1 番です。3 月 22 日、行政書士立ち会いのもと、4 番委員と一緒に調査いたしました。場所は 23・24 ページをご覧ください。転用目的は車置場、周囲農地に対する被害影響並びに付近の状況は、南・北側が宅地、東側は山林、西側は道路で、周囲に農地はなく被害を及ぼす恐れはありませんでした。雨水排水は西側道路に沿って側溝があり、問題なし、目的の確実性は残高証明書、事業計画書が添付されており、許可次第速やかに着工するとのことです。以上調査結果は問題ないと思われませんが、皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。以上です。

議長 No.3 についてお願いします。

事務局 25 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する田〇㎡を借り受け、共同住宅を建築したいとの申請です。この申請地は、第 3 種農地で第 1 種住居地域の都市計画用途地域内農地に該当します。なお、借人と貸人は親子になります。また隣接地の 2 筆と一体利用するとのことです。調査を【正】を 2 番委員、【副】を 10 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

2 番委員 2 番です。No.3 の申請箇所、場所は、総会資料の 25・26 ページに記載されております。3 月 23 日午後 2 時より、行政書士立ち会いのもと 10 番委員と私と調査を行いました。申請人は貸人と親子関係にあり、土地を借り受け、共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたいとのことです。現地は東側が道路、西側が宅地、南側が宅地・雑種地、北側が宅地となっております。申請人は土地周囲にブロック積みを行い、周囲への影響がないように処理する、用水は上水道、雨水は東側道路にある側溝へ放流、汚水・生活雑排水は下水道で処理するとのことです。各種書類が添付されており、私たちが調査した結果、問題ないと思えます。皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 No.1 からNo.3 まで、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん方、何かご質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴につきましては、申請どおり決定します。日程第 7 議案第 16 号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局 27 ページをお願いします。日程第 7 議案第 16 号 3 月分の農用地利用集積計画は 3 件〇筆〇〇㎡、継続が〇件です。よろしくお願いします。

議長 委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同伴につきましては、申請どおり決定します。日程第 8 議案第 17 号農地法に基づく下限面積（別段面積）の設定についてを議題とします。

事務局 28 ページをお願いします。日程第 8 議案第 17 号農地法に基づく下限面積（別段面積）の設定についてご説明申し上げます。まず提案理由ですが、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積の別段面積について、平成 21 年 12 月に施行された改正農地法に基づき設定権者が県知事から市町村の農業委員会に変更されたことに伴い、農地法第 30 条に規定する利用状況調査の結果等を踏まえ、毎年見直し検討することが義務付けられたことにより総会の議決を求めるものであります。1 番の設定面積は昨年度と同じ 30 a、2 の設定期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間としております。3 番の 30a とした理由につきましては、本市農家の耕作面積は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の農林水産省令で定める基準の同法施行規則第 17 条第 1 項の規定を満たすとともに、現行の下限面積の別段面積 30 a に据え置くことが農地の効率的かつ総合的な利用の確保が図られるものと判断するとしております。29 ページをお願いします。中段にあります農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号では、別段面積は一定規模の農地を耕作している農家の割合が、全農家の 4 割を下らないように算定することとされております。下の表にありますように、30a 未満の農地を耕作している農家の割合は 61.3% で全農家の 4 割を上回っていることから、別段面積を 30a とするものであります。30 ページをお願いします。参考までに県内市町村の下限面積の状況です。昨年度と比較しますと、伊佐市が前回の 50a から今回は 30a となっております。残りの市町村については前年と変わっておりません。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただ今説明がありましたが、毎年下限面積（別段面積）を審議するようになっており、昨年同様 30a ということでの提案であります。何かご意見はありませんか。

6 番委員 すみません。〇〇市が変更になっていますが、理由をご存知ですか。例えば、離農者が多いとかですかね。

議長 事務局、お願いします。

事務局 理由の確認まではしておりませんが、算定の一つの要素としまして、先ほど言いましたように、4割を下らないようにということがございまして、それに引っかかったのではないかと考えられます。

6番委員 わかりました。

議長 他にご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件につきましては、今回も昨年同様30aということに決定します。日程第9議案第18号いちき串木野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の制定についてを議題とします。

事務局 資料は31ページをお願いします。日程第9議案第18号いちき串木野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の制定についてご説明申し上げます。提案理由としましては、農地利用最適化交付金制度の創設に伴い、いちき串木野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則を制定しようとするものであります。32ページをお願いします。この交付金につきましては、先月の総会でご説明しておりますけれども、遊休農地の解消、担い手への農地集積等に係る活動や成果・実績に対する交付金であります。その具体的な配分方法を定めたものがこの規則になります。(規則を読み上げる)具体的に、本年度につきましては、今のところ交付金は〇〇〇円交付されますので、この第2条にありますように、交付金〇〇〇円を15人で割りますと1人当たり〇〇円となります。この金額につきまして来月の支払いを予定しているところでございます。以上で説明を終わります。

議長 先月説明をしたわけですが、算定の方法が2段階、活動に対してと成果に対しての2つの方法で算定するというので、成果については毎年違っていく関係でいろいろ検討会でも協議しましたが、本市の場合耕作放棄地が地域によって異なり、農業委員、推進委員、一体となって解決していく方向に取り組んでいるわけです。今後もそういう方向で進めた方が一番適切ではないか、事務局よりありましたように、交付金の金額は固定されたものではなく、毎年違っていくものです。そういう考え方で、その都度検討はしますけれども、本市の場合、農業委員、推進委員、一緒の考え方で算定したらどうかということです。案として交付金を人数で割り、1人当たりの金額を出すわけです。この件について皆さん方、ご意見があったら出していただきたい、また支払いについては、ただ今ありましたように、今日の決定を経て来月支払うということです。いか

がなものでしょうか。班を編成して、班の状態もいろいろで、毎年状況も違っていくわけであります。たくさん日数を出なければならぬ人もあるし、そこら辺りが非常に決められないため、毎年状況が変わっていくと思います。本年についてはこの方法で、皆さん方の報酬以外の支払いでありますので、何かご意見、案があったら、出していただけたらと思います。個人差、時間の差もあると思うし、地域間で出てくる問題も、毎年不規則です。

11 番委員

すみません。今の話は、報酬以外の農地利用最適化交付金があった場合のことですよね。目標に達成しないと、ないときもあるということですよ。そこら辺りについて、先月説明していただいたと思いますが、再度説明をお願いします。

議長

事務局、お願いします。

事務局

先ほども説明しましたとおり、交付金が活動に係る部分と実績・成果に係る部分があり、活動の部分につきましては、月〇〇円を限度として、一定の活動費的なものは出ます。その他で成果の部分、単年度目標と言いまして、算定の表があります。例えば1年間で遊休農地を何ha解消しなさいとか、担い手への集積面積をどれだけしなさいという単年度の目標があるのですけれども、それに対して4割に届かない場合は、ゼロとなります。4割以上の場合に、その達成率によって金額が上がってくるということです。活動の部分については一定の活動があれば出るので、成果の部分については、4割を満たないと出ない、ただ全体的なバランスとしましては、国の予算が10あれば活動の部分は3、実績の部分は7なので、それから見ると動いていただくことも肝心ですが、成果、実績の方に重きを置いているという感じ。少なくとも成果の部分については、単年度目標に対して4割に届かない場合はゼロです。

11 番委員

例えば、それは活動報告、記録簿を提出するときに、農地利用最適化推進の業務の記入をする、現在、総会後に開催している班会を別の日に開催して活動したことを実績に上げて、目に見える活動をしていくということですよ。

議長

今、代理の話されたことは、3割の方になります。3割の部分を実績数に結び付けないと7割ができなくなります。7割の方が4割を下回るとゼロで、国から交付がされません。ノルマとも言えます。本市では相当頑張らないと、今後その実績を4割以上に持っていくのは大変な状況にあると言えます。来年度に向けては、4月に皆さん方に、数字的なことを出して達成に向けて、数字の達成だけではなく、農地を活用して、農家の収益をあるいは生産者の利益を上げるような方向に、認定農家、認定新規就農者を確保して、結局農地を荒らさないようにということが

前提で、大きな改革の目標はそこにもあるわけです。毎月渡している封筒の裏側に書いてあります。これを是非守り、達成する方向に持って行ってください。実績を、数字を上げていかなければならない、来年度からはその数字を達成するように、各班で活動をしていただくことになります。今年の実績の数が必ずしも、私たち農業委員が数字に結びつけた部分ではない、自動的に発生し、認定農家、新規就農者が普通の生産農家の方が借りた部分の数字も、今年の実績に入っています。繰り返しますが、非常に大変です。4割を超えるというのは相当な面積を、とにかく認定農家、新規就農者の規模拡大が難しいと、今後は集落営農とか、営農組織とかというので、農地の活用の方向に持っていかなければ大変難しい状況です。ちなみに羽島地区あるいは甫並から高島、山之口一帯を、2日ほど、羽島地区は1日かけて回ったのですが、場所によっては、地主が耕作している場所が非常に少なく、ほとんど借りて作っている率がどんどん増えており、なかなか土地の所有者が耕作していかないところにも問題があります。そういう関係もありまして、来月に入ったら、方向性をお互いに出し合って検討していきたいと思っておりますので、28年度は、均等に皆さんにお支払いしたらどうかという案です。こういう方法でよろしいでしょうか。来年度はまた、その結果を見なければ言えないですね。いろいろ協議をしたりするのが3の部分、それをどうしても数字に結びつけていかなければ、7と言う部分は解決できないですから。日本全国同じ仕組みで、ここで本市だけがというわけではありませぬので、ご理解いただきたいと思っております。本年度につきましては、そのような方向でよろしいでしょうか。

○地区推進委員 すみません。よろしいですか。遊休農地をまた作るようになった、息子さんが帰ってきて作るようになったという場合は、どういう考え方を持てばいいのでしょうか。

議長 今まで荒地だったのを耕作するようになった場合は、どうなるのかということですね。事務局、お願いします。

局長 息子さんが荒地を耕作するということですか。荒れているところを耕作するようになったということが、一番の成果ですので、親子であっても面積としては、結びつきますね。そういうことは考えられます。ただ、そういう手続きが必要です。手続きがないと利用できませんね。

議長 帰ってきた息子と、親御さんが一緒に作るということですね。新規就農者的なこと、あるいは、息子さんの名義に変える手続きですね。

局長 議長、よろしいですか。今まで出てきた件について、補足します。28年度分の最適化交付金は、昨年の4月から12月までの活動と成果分です。9か月分です。前回の総会でも報告しましたが、29年度、新年度は、

今年の1月から12月まで活動と成果で、交付金が決定するようになっていきます。よろしくお願いします。もう既に始まっている、来年度の交付金の活動と成果については、既に1月から始まっていると捉えていただきたいと思います。

10 番委員

議長、よろしいですか。今、班会をしていますが、あとの、その他でもいいですが、他の班の実情が分からないのですが、成果が上がっているのかどうか、報告していただけないでしょうか。どうですか、前に進んでいるのでしょうか。

議長

そういうことを、来年度に向けて、そういう方向で交付金を出すということで、今まで一部は実施しておりましたが、28年度から、3対7ときちっと分け、7の方の目標の4割に満たない場合は支払いがないと、正式に出されております。今後は、話に出ましたように、班でも状況が毎年違っていきますので、どこに、これだけという割り当ては出来ませんけれども、数字を出して、皆さんに取り組んでいってもらうようにしなければ、実績には出てこないですね。

局長

すみません。今の意見は、各班の班長さんあたりが、発表または発言してもらえばいいのではないのでしょうか。事務局がというわけではなく、班ごとで、どれだけ、どこを、今取りまとめが出来そうか、出来ましたということを、班会で成果を報告してもらうという形でよいのではないのでしょうか。まずはそれが第1歩ですので。要は、議案第18号は均等割でお支払してよろしいですか、そういう風に取り決めをしますと、規則をそういう風に決めますよという案件です。実を言うと、これは差を設けることも出来るのです。成果の上がないところは、少なくすることも出来るということです。割合的に変動制にしてもいいということが、基本です。しかし、そうではなくて、均等割にすることもやぶさかではないという解釈になっています。ということで、本市は均等割でいきましょうと、皆さん、12人の委員と3人の推進委員で、一体となって活動した結果と受け止めて、均等割にしましょうということです。そういう議案ですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、また来月に入ってから、皆さんと一緒に班会あたりで、前回、自分の班のところの耕作放棄地のピックアップをされて、農地に戻さなければいけない、戻した方がいいのではないかという場所を、班ごとに上げていただいたと思います。耕作放棄地を解消して、誰が作るようになった、誰に作ってもらえるようになったかということ積み上げる、局長からもありましたように、今年も3か月過ぎていきます。残された日数で、また、田植えの準備等が始まると、そこでも出てきますので、来月以降検討して、今日は、配分の枠を決め、交付金を全員で均等に支払いたい、この規則で実施したいということです。よろしいですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長

異議なしとのことですので、同件につきましては、そのように決定をさせていただきます。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

- _____
- _____